

引縄釣漁業の許可の申請期間および制限措置

1. 申請期間

令和8年9月15日から令和8年10月15日までとする。

2. 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
引縄釣漁業	<u>260 者以下</u>	—	—	琵琶湖	12 月 1 日 から翌年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を 有する者